

件名：2026年度JICA東京の庁舎で使用する電力の調達（一般競争入札（最低価格落札方式））  
（公告日：2026年2月6日）について、入札説明書に関する質問と回答は以下のとおりです。

独立行政法人 国際協力機構  
東京センター

## 質問回答

通番	該当頁	該当項目	質問	回答
1			入札書記載の日付をご指示願えますか。	入札会の日付（2026年3月9日）でお願いいたします。
2			予備電源もしくは予備線はございますか？	業務仕様書のとおりです。
3			ご提示いただいた契約書（案）の単価設定が時間帯別のメニュープランとなっております。 季特別プランでは対応する事が出来かねるため、全件ベーシックプランにて対応させていただきます。	問題ございません。
4			旧一電が公表する次年度4月以降に適用となる燃調諸元が大幅に変更になる場合は、弊社システム対応の関係で現行の諸元を継続するなど協議させていただくことがあることをあらかじめご了承ください。	問題ございません。
5			料金算定時及び内訳書作成時における端数処理 （月々の基本料金・従量料金あるいは月次の電力量料金）につきましてご指定ございますか。	指定はございません。
6			弊社は環境配慮の観点等により、紙請求書を廃止し、完全電子化へ移行いたしました。 お客さまにはWEB上の『お客様ページ』にて請求書（施設ごとの内訳書あり）を確認・ダウンロード・印刷して頂くこととなりますが、ご了承いただけますでしょうか。 また検針結果は請求書の内訳をもって検針票に代えさせていただいております、毎月の受電月報（30分データ）の提供は、WEBからのダウンロードにて可能ですのでよろしく申し上げます。	問題ございません。
7			計量日は毎月1日でしょうか。	ご理解のとおりです。
8			支払に関して、請求書受領後30日以内にご対応いただくことは可能でしょうか。	問題ございません。
9			銀行振込により振込手数料が発生した場合、民法第484条、第485条の「持参債務の原則」に基づき該当手数料は振込者のご負担となります。予めご了承願います。	問題ございません。
10			今回のご契約における月々のお支払いは、お振込でしょうか口座振替でのご対応でしょうか。	銀行振込でお願いします。
11			契約期間中に建替や増築、トランス増量、受変電設備および引き込み位置の移設・変更、受電設備の新設など、電力の契約に影響するような工事予定がある場合、対象施設と工事内容を教えてください。	特に工事予定はございません。
12			SW切替の際必要となりますので、現在の供給者を教えていただけますでしょうか。	ミツウロコグリーンエネルギー株式会社になります。
13			現在の契約電力をご教示いただけませんか。	業務仕様書のとおりです。
14			落札後、契約内容に関する協議にはご対応いただけますでしょうか。	協議可能です。
15			4月以降、一般電気事業者による料金等に係る改定等が行われた際の対応については別途協議可能でしょうか。	協議可能です。

通番	該当頁	該当項目	質問	回答
16			<p>第4条（権利義務の譲渡等）            下記文言の修正・追記をお願いしますでしょうか。            ただし、あらかじめ書面による発注者の承諾を得たときは、この限りでない。            ⇒ただし、発注者の承諾を受けた場合、若しくは、信用保証協会又は中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の4に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合はこの限りではない。</p>	契約交渉（締結）の際、協議に応じ、検討いたします。
17			<p>第7条（契約電力）            契約電力について、下記文言を参考の上、追記いただけますでしょうか。</p> <p>契約電力が500キロワット以上の施設において、契約電力を変更する必要があるときは、発注者受注者協議の上変更するものとする。            2 発注者が前項の規定によらず契約電力を超過した場合は、超過金の支払について発注者受注者協議を行い、超過金の支払が適当であると認められたときは、発注者は当該協議において決定された金額を超過金として受注者に支払うものとする。</p>	契約交渉（締結）の際、協議に応じ、検討いたします。
18			<p>第9条（料金の算定）</p> <p>月々の請求金額算定における計算方法につき、下記文言を参照の上修正願えませんでしょうか。            【料金計算】            毎月の料金計算は電気料金＝基本料金＋電力量料金とし            基本料金＝基本料金単価×契約電力×力率（割引・割増）            電力量料金＝電力量料金単価×使用電力量±燃料費調整額±再生可能エネルギー特別措置法に基づく賦課金（ただし、基本料金単価、電力量料金単価は消費税及び地方消費税を含むものとする。）            力率は需要場所ごとに、その一月のうち毎日午前8時から午後10時までの時間における平均力率とする。            平均力率が85パーセントのときは、電気料金積算内訳書の基本料金とし、85パーセントを上回る場合、その上回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、その下回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割増しする。</p>	契約交渉（締結）の際、協議に応じ、検討いたします。
19			<p>第12条（支払遅延利息）            遅延利息の割合 年率10%について、下記の文言を参考の上修正をお願いしますでしょうか。            遅延した日数分を政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号。以下「支払遅延防止法」という。）第8条第1項に規定する財務大臣が決定する率で計算した利息</p>	契約交渉（締結）の際、協議に応じ、検討いたします。
20			<p>第32条（契約外の事項）            定めのない事項に付き協議を行う際に            『受注者の電力需給約款参照の上』を追記いただけますか。</p>	契約交渉（締結）の際、協議に応じ、検討いたします。
21			<p>第〇条（違約金・・・）            発注者の責に帰すべき事由により発生する違約金についての記載がございませんので、下記文言を参考に条項の追加をお願いしますでしょうか。            『発注者の責に帰すべき事由により本契約が解除された場合には、発注者は、当該日から契約期間満了の日までに係る予定使用電力量に、第2条に定める契約金額（電力量料金単価）を乗じた額に、第2条に定める基本料金を加算した額の10分の1に相当する額を違約金として受注者の指定する期間内に支払わなければならない。』</p>	契約交渉（締結）の際、協議に応じ、検討いたします。